**平成２６年（フ）第１３３号**
静岡県伊東市宝町３番３号
破産者　柴田観光株式会社
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第１７６号**
愛知県一宮市八幡２丁目10番５号
破産者　有限会社服部工務店
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第１２４号**
京都府宇治市宇治蔭山30番地の１パデシオン宇治小倉628号
破産者　株式会社米兼
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第１０号**
北海道北見市山下町１－１－10　エターナルアイランドパレス302号室、住民票上の住所札幌市西区八軒６条東１丁目３番14号
破産者　佐藤　大夢
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２７年（フ）第３８２号**
仙台市太白区西中田７丁目８番６－105号
破産者　迫中　　都
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第６２５号**
仙台市太白区羽黒台10番22号
破産者　佐野　順二
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第４３号**
仙台市宮城野区東仙台５丁目25番54号　ＭＳハイツ102、従前の住所宮城県岩沼市里の杜３丁目22番６号
破産者　赤間　浩嗣
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７９号**
秋田県能代市中和１丁目８番45号
破産者　若狭　美佳（旧姓弦巻）
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２７年（フ）第８１号**
茨城県水戸市城東２－５－８、開始決定時の住所茨城県那珂郡東海村村松3082―32
破産者　小塙　正一
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２７年（フ）第１３４号**
神奈川県横須賀市平和台３番６－402号
破産者　柳沼　勝行
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第８６号**
新潟県十日町市駅通り96番地４
破産者　萩谷　英二
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第１１８号**
新潟県見附市新町１丁目５番29号
破産者　関川　英昭
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２７年（フ）第１５３号**
新潟県新潟市北区彩野２丁目４番地５
破産者　山口喜代子
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
長野県茅野市宮川10171番地
破産者　守屋　宗一
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２７年（フ）第１１０号**
岐阜県恵那市山岡町下手向1045番地１
破産者　柴田　久江
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第３５３号**
愛知県岩倉市新柳町１丁目35番地１　ヒューマンアイランド岩倉Ａ棟1405号
破産者　中野　博史
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第２０５号**
大津市長等３丁目２番17―307号、前住所大津市南郷２丁目52番４号
破産者　安岐　　太
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第３１９号**
兵庫県伊丹市中野北２丁目１番５―304号、前住所兵庫県篠山市住吉台15番地15
破産者　山下　英樹
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第３５６号**
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番58号
破産者　中島　隆宏
1　決定年月日　平成28年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係